



2024年5月13日

各 位

上場会社名 株式会社 ニッチツ
代 表 者 名 代表取締役社長 松原 祐生
(コード：7021 東証スタンダード市場)
問合せ先責任者 代表取締役専務取締役管理本部長兼
経営管理部長 艸薙 望
(TEL. 03-5561-6200)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、当社及び当社連結子会社3社（以下総称して「当社グループ」といいます。）従業員に対してニッチツ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与するインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社グループ従業員に対して、本持株会を通じて当社が発行又は処分する譲渡制限付株式（普通株式）の取得機会を提供することによって、当社グループ従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを当社グループ従業員に与えるとともに、当社グループ従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

2. 本制度の概要

本制度においては、本持株会に加入資格のある当社グループ従業員のうち、当社が別途定める期限までに本持株会の会員となる者であって、本制度の適用の対象となることその他当社が別途定める条件に同意する旨の意思表示をした者（以下「対象従業員」といいます。）に対し、当社から譲渡制限付株式付与のための金銭債権（以下「本金銭債権」といいます。）が支給されます。対象従業員が本金銭債権を本持株会に対して臨時拋出し、本持株会が対象従業員から臨時拋出された本金銭債権を取りまとめ当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の付与を受けることとなります。

今後、本制度に係る具体的な内容を決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以上